国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する第三回質問主意書

者鈴木宗男

提

出

国連における先住民族の権利宣言を受けての我が国政府の対応に関する第三回質問主意書

「前回答弁書」 (内閣衆質一六八第三三六号) を踏まえ、 再度質問する。

ても、 明を拒否する答弁がなされているが、 議要旨等の形式で記録しているものではなく、そのすべてについてお答えするのは困難である。」と、 社会協力部人権難民課長の答弁 の具体的事例全てを明らかにされたいと問うたところ、「必要に応じて連絡を取り合ってきているが、 会衆議院内閣委員会における石崎岳衆議院議員の質問に対する当時の貝谷俊男外務省総合外交政策 対して、④いつ周知がなされたのかの四点について、また、 して、①外務省総合外交政策局のどの職員から、②どの様な方策をもって、③右の省庁のどの部局 総合外交政策局より、 国連宣言(以下、 「前回答弁書」では、二〇〇七年九月十三日に国連総会の本会議で採択された先住民族の権利に関する 関係省庁とどのような相談が行われているか、 「先住民族宣言」という。)について、 内閣官房、 。 以 下、 内閣府、 なぜ政府は国民にわかる形で相談を行わない 「貝谷答弁」という。)にあるとおり、 総務省、 法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省に対 具体的にどの様な連絡が取り合われているのか、 我が国国内において右の事案を担当する外務省 一九九七年五月七日に開かれた第一 会議という形をとらなく のか、 なぜ政府は国民 四 の誰に 局 \bigcirc 回国 国際 会 説 そ

に対して十分な説明を行わないのか、 その理由を明らかにされたい。

が。 る。 せよ、 が 号)三及び四についてで述べたような考えを共有してきており、 その時点で関係省庁とも御相談していきたいというふうに考えているところでございます。」と「貝谷答 と言えるのかとの問いに対して、 弁」にある かかる予定でございますけれども、 「前回答弁書」では、 政府としては、 との答弁がなされているが、 関係省庁間 「この宣言につきましては、 の連絡を通じて先の答弁書 「お尋ねの 右答弁でいう「相談」についての 最終的に権利宣言が出せた場合には、 『御相談』については、 ただいま申し上げましたとおりまだまだ検討に時間 様々な形態があり得るが、 「様々な形態」 その内容等を踏まえまして、 とはどの様 な

 \equiv 旨 らかにされたい。 政府は これまで「貝谷答弁」でいう「相談」は、どの様な形で行われてきたのか、それぞれの形態全てを明 「前回答弁書」を含め、これまでの政府答弁書で答弁してきているが、では連絡の結果、 「先住民族宣言」 「御相談」とは、必ずしも会議という形をとらない、必要に応じた連絡という形のもので十分 の採択を受けてから関係省庁において必要に応じて連絡を取り合ってきている (平成十九年十月五日内閣衆質一六八第五三 適切に対処しているものと考えてい 「先住民族 いずれに もの

宣言」の趣旨を実現するべく、我が国において具体的にどの様な施策が決定され、講じられてきたのか明

右質問する。